

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 答申第 2 6 5 号 )

平成 1 5 年 9 月 2 5 日

横 情 審 答 申 第 265 号

平 成 15 年 9 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年3月8日建北指第1720号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請書に関する文書一式」及び  
「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査申請書に関する文書一  
式」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請書に関する文書一式」及び「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査申請書に関する文書一式」の個人情報を開示とした決定は、妥当ではなく、対象外とした部分については、異議申立人の個人情報として対象としたうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「確認番号第 H11 認建横北 002787 号建築確認申請書に関する文書一式」（以下「文書 1」という。）、「処分番号第 H12 確合建築横浜北部 00578 号中間検査申請書に関する文書一式」（以下「文書 2」という。）（以下文書 1 及び文書 2 を「本件申立文書」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 13 年 12 月 12 日付で行った開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第1項に該当するため全部を開示したものであって、対象外とした部分及びその理由は、次のように要約される。

## (1) 文書 1 について

文書 1 のうち、確認申請書第二面に記録された第三者に関するメモ書き及び概要・外部仕上げ表の第三者の氏名は、第三者の個人を特定する情報であるから、異議申立人（以下「申立人」という。）に関する個人情報には該当しない。

## (2) 文書 2 について

文書 2 のうち、中間検査申請書第一面の第三者が発言した内容のメモ書き並びに中間検査申請書第二面の第三者の氏名及び電話番号は、第三者の個人を特定する情報であるから、申立人に関する個人情報には該当しない。

## 4 申立人の開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当であるから、文書の開示を求める。
- (2) 文書1及び文書2の非開示とした部分を開示せよ。
- (3) 平成13年11月27日北部建築事務所で見つかったファイルにあった中間検査申請書の第三面右上の行に「設計ミス」と書かれてあったものが消されて開示された。
- (4) 赤字で細かく何行かにわたって書き込みされたファイルの一番上にあった書類を開示すべきである。
- (5) 個人情報本人開示請求をすれば全部開示と説明があったのだから開示されるのは当然である。こういう大事な書類が開示されないということは善良なる市民にとって不利であり、業者を守っているとしか思えない。
- (6) 一般開示請求で開示されたメモ書き等が対象外とされ、全部開示とした処分は納得がいかない。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築確認申請等に関わる事業について

横浜市建築局北部建築事務所では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の定めにより、建築物の建設等を行う建築主から工事着手前に提出された建築確認申請書を受取り、当該建築物の計画が法及び関係法令等の基準に適合しているか、建築主事が書類審査を行い、また、工事が着手された後も適法に建設されているかを確認するため、検査申請書（中間・完了検査）等の検査申請書の受理と現場検査を行っている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項により、建築主より提出された建築確認申請書一式及び法第7条の3第1項により、建築主より提出された中間検査申請書一式であることが認められ、内容については、以下のとおりである。

#### ア 文書1について

文書1は、確認（再・変更）申請審議票（以下「審議票」という。）、確認申請書（建築物）第一面から第五面、委任状、概要・外部仕上げ表、内部仕上げ表（1）、案内図・敷地求積図、配置図、各階面積表、1階/2階平面図、ロフト階/屋根平面図、立面図（東側・北側・西側・南側）、立面図（A-A・B-B断面図）及び矩形図で構成されている。

- (ア) 審議票には、受理番号、受理年月日、確認の特例、調整区域、容積率、建ぺい率、防火地域、風致地区、高度地区、角地緩和、最低限敷地面積、外壁後退、

建築協定、下水処理、審査意見、合議欄等が記録されている。

- (イ) 確認申請書第一面には、申請の記載、日付、申請者氏名・印影、設計者氏名・印影、手数料欄、受付欄、消防関係同意欄、決裁欄等が記録されており、横浜市収入証紙が貼付されている。
- (ウ) 確認申請書第二面には、建築主等の概要が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (エ) 確認申請書第三面には、建築物及びその敷地に関する事項が、確認申請書第四面には、建築物別概要が、確認申請書第五面には、建築物の階概要がそれぞれ記録されている。
- (オ) 委任状には、委任内容の記載、建築物の地名地番、建築物の名称、建築物主要用途、申請の趣旨、日付、委任者の住所・氏名、印影等が記録されている。
- (カ) 概要・外部仕上げ表には、工事名称、敷地状況、構造・規模、面積、床面積、外部金物、外部仕上げ、その他の工事範囲等が記録されている。
- (キ) 内部仕上げ表(1)には、各階の室名、床、巾木、壁・腰壁、天井・天井高/形状の項目ごとの仕上げ内容等が記録されている。
- (ク) 案内図・敷地求積図には、計画申請地の住所、案内図、敷地求積表、敷地求積図等が記録されている。
- (ケ) 配置図には、方角や市道からの建築物の位置を示す図等が記録されている。  
各階面積表には、1階床、2階床、ロフト床の求積図及び面積求積式、建築面積求積図、建築面積求積式、各面積表等が記録されている。
- (コ) 1階/2階平面図には、1階と2階の平面図、凡例等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (サ) ロフト階/屋根平面図には、屋根とロフトの平面図、凡例等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (シ) 立面図(東側・北側・西側・南側)には、建築物の東側・北側・西側・南側の立面図等が記録されている。
- (ス) 立面図(A-A・B-B断面図)には、建築物の2種類の断面図等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (セ) 矩形図には、構造の仕様や構造用合板の厚みが数値等で図面上に記録されている。

イ 文書2について

文書 2 は、中間検査申請書第一面、第二面、第三面、法第12条第 3 項に基づく（工事監理・工事状況）報告書（以下「工事監理・工事状況報告書」という。）、建築基準法施行令第46条第 3 項に基づく筋違計算書（以下「筋違計算書」という。）、1階/2階平面図、立面図（東側・北側・西側・南側）で構成されている。

- (7) 中間検査申請書第一面には、申請内容の記載、日付、申請者氏名・印影、設計者氏名・印影、検査を申請する建築物等の種類、検査欄、決裁欄等が記録され、手数料欄には、横浜市収入証紙が貼付されている他、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (イ) 中間検査申請書第二面には、建築主、設置者又は築造主等の概要が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われる氏名、電話番号等のメモ書きが認められる。
- (ウ) 中間検査申請書第三面には、申請する工事の概要が記録されている。
- (エ) 工事監理・工事状況報告書には、建築確認済証番号、建築主氏名、建築場所等の他、確認項目、内容及びチェック結果等の報告事項が記録されている。
- (オ) 筋違計算書には、建築物の概要、屋根及び壁による係数、壁及び軸組の種類による倍率、床面積による軸組計算、見付面積による軸組計算等の数値が記録されている。
- (カ) 1階/2階平面図は、前記(2)アで述べたものと同様である。
- (キ) 立面図（東側・北側・西側・南側）は、前記(2)アで述べたものと同様のものに建築事務所職員が書き込んだと思われる数値が認められる。

### (3) 対象となる個人情報について

ア 条例第 2 条第 2 項では、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と規定している。

「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、個人の住所、氏名等により、ある情報が特定の個人に関するものであるかが分かるもの、又は氏名等の記載がなくても当該記録の内容から、またその情報と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るものをいうものである。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、文書 1 の確認申請書第二面に記録された第三者に関するメモ書き、概要・外部仕上げ表の第三者の氏名、文書 2 の中間検査

申請書第一面の第三者が発言した内容のメモ書き並びに中間検査申請書第二面の第三者の氏名及び電話番号を対象外とし、その他の部分については、本件申立人の個人情報として開示している。

ウ 本件申立文書は、申立人が提出した建築確認申請書一式及び中間検査申請書一式であり、記録されている情報は、申立人が所有する建築物の建築確認申請に関する申立人の個人に関する情報であって、申立人が識別され又は識別され得る情報であり、本件申立文書全体が申立人の個人情報である。

エ 実施機関が本件申立文書のうち、対象外とした部分は、いずれも申立人の個人に関する情報に記録された第三者に関する情報であるから、当該部分も含めて申立人の個人情報として対象とすべきであって、当該第三者に関する情報が、条例第17条第4号に規定する「開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。」かどうかを個別に判断するべきである。

#### (5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち対象外とした部分を除いて、個人情報全部開示とした決定は、妥当ではなく、対象外とした部分については、本件申立人の個人情報として対象としたうえで、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

なお、実施機関においては、建築確認申請書という行政文書に、業務上とはいえ、安易にメモ書き等してはならず、今後、行政文書の作成にあたっては、十分注意すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月18日 (第16回第一部会)	・審議
平成15年8月1日 (第17回第一部会)	・審議
平成15年8月20日 (第18回第一部会)	・審議